

子ども手当関係 別冊②

平成 23 年度子ども手当にかかる市町村事務について

(注意事項)

- 現時点の検討状況を踏まえた資料であり、今後、地方自治体からのご意見等を踏まえ、修正することもあり得ます。
- 様式の名称は仮称です。

平成 23 年 2 月 10 日(木)

雇用均等・児童家庭局育成環境課子ども手当管理室

目次

1. 保育料の特別徴収	2
2. 学校給食費等及び保育料の徴収（申出による）	4
3. 子どもの国内居住について（留学等を除く）	7
4. 同居優先	9
5. 未成年後見人	11
6. 父母指定者	13
7. 児童福祉施設等への支給	15
8. 請求みなし、経過措置等	17

1. 保育料の特別徴収

第二十六条 市町村長は、児童福祉法第五十六条第三項の規定により保育料を徴収する場合において、第六条の認定を受けた受給資格者が保育料を支払うべき扶養義務者である場合には、政令で定めるところにより、当該扶養義務者に子ども手当の支払をする際に保育料を徴収することができる。

2 市町村長は、前項の規定による徴収（以下この項において「特別徴収」という。）の方法によって保育料を徴収しようとするときは、特別徴収の対象となる者（以下この項において「特別徴収対象者」という。）に係る保育料を特別徴収の方法によって徴収する旨、当該特別徴収対象者に係る特別徴収の方法によって徴収すべき保育料の額その他厚生労働省令で定める事項を、あらかじめ特別徴収対象者に通知しなければならない。

【事務の流れ】

① 市町村は特別徴収する対象者、徴収すべき額等を決定する

(ア) 特別徴収する対象者

対象者の範囲は市町村の判断で決定。しかしながら、本人の申出により子ども手当から保育料を徴収する仕組みも設けられることから、保育料を支払う意思のある保護者にまで特別徴収の方法を執ることについては、必要性を含め、十分に検討すること

(イ) 特別徴収できる保育料の範囲（政令で規定）

各月の子ども手当から特別徴収できる保育料は次表の区分ごととする予定。

保育料の区分	子ども手当の区分
平成 23 年 4 月及び 5 月	平成 23 年 4 月及び 5 月
平成 23 年 6 月から 9 月まで	平成 23 年 6 月から 9 月まで
平成 23 年 10 月から平成 24 年 1 月まで	平成 23 年 10 月から平成 24 年 1 月まで
平成 24 年 2 月及び 3 月	平成 24 年 2 月及び 3 月

(ウ) 特別徴収額

- ・ 各支払期に特別徴収する保育料の額は、上記の表の区分ごとの子ども手当支給額の範囲内で市町村の判断で決定
- ・ 特別徴収を行うことができるのは、特別徴収を行う保育料の対象となる子どもにかかる子ども手当支給額の範囲内の金額となる

② 保育担当部署から子ども手当担当部署に対して、特別徴収対象者の情報（徴収者氏名、対象となる子どもの氏名・年齢（生年月日）、徴収額 など）を支払期の前に連絡

③ 子ども手当担当部署から保育担当部署に対して、各支払期に子ども手当から特別徴収する保育料の額を連絡（特別徴収額等の確定）

④ 特別徴収対象者に対しては、 i 保育料を特別徴収の方法によって徴収する旨、 ii 保育料の額、 iii その他厚生労働省令で定める事項（特別徴収対象者の氏名、性別、生年月日、住所）を予め（子ども手当支給期日前に）扶養義務者へ通知する

- ・ 各支払期（6 月、10 月、2 月、翌年 6 月）分をまとめて通知することも可
- ・ 支給対象となる子どもが 3 歳に達し、子ども手当の支給額が変わったこと等に伴

い、徴収額を変更する場合は改めて通知することが必要

- ⑤ 子ども手当担当部署においては、特別徴収額を差し引いた額を対象者に支給する。(子ども手当額の全額を特別徴収する場合は支給しない。)

【様式の記載項目】

○ 保育料の特別徴収通知書（通知様式）

- ・ 特別徴収対象者（保育料の支払義務者）の氏名、性別、生年月日及び住所
- ・ 各支払期の特別徴収額（○月～○月分保育料、○○円）
- ・ 不服申立に関する事 など

2. 学校給食費等及び保育料の徴収(申出による)

(受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等)

- 第二十五条 市町村長は、受給資格者が、子ども手当の支払を受ける前に、厚生労働省令で定めるところにより、当該子ども手当の額の全部又は一部を、学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）第十一条第二項に規定する学校給食費（次項において「学校給食費」という。）その他の学校教育に伴って必要な厚生労働省令で定める費用又は児童福祉法第五十六条第三項の規定により徴収する費用（同法第五十一条第三号又は第四号に係るものに限る。次条において「保育料」という。）のうち当該受給資格者に係る子どもに関し当該市町村に支払うべきものの支払に充てる旨を申し出た場合には、厚生労働省令で定めるところにより、当該受給資格者に子ども手当の支払をする際に当該申出に係る費用を徴収することができる。
- 2 市町村長は、受給資格者が、子ども手当の支払を受ける前に、厚生労働省令で定めるところにより、当該子ども手当の額の全部又は一部を、学校給食費、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第十三条第四項に規定する保育料その他これらに類するものとして厚生労働省令で定める費用のうち当該受給資格者に係る子どもに関し支払うべきものの支払に充てる旨を申し出た場合には、厚生労働省令で定めるところにより、当該子ども手当の額のうち当該申出に係る部分を、当該費用に係る債権を有する者に支払うことができる。
- 3 前項の規定による支払があったときは、当該受給資格者に対し当該子ども手当（同項の申出に係る部分に限る。）の支給があったものとみなす。

【事務の流れ】

- ① 市町村は（申出を前提に）徴収する対象者、徴収額、費用、徴収の方法（※）等について、教育委員会等と相談しながら方針を決める

※あわせて、支払期日を子ども手当に合わせる等、学校給食費の徴収方法も要検討

(ア)対象者

- ・ 公務員（当該市町村の公務員を除く）は対象とならない
- ・ 具体的な対象者の範囲は市町村の判断により決定

(イ)徴収できる費用の範囲

- ・ 法施行日より前に発生した未納分については徴収できない
- ・ 23年度子ども手当から徴収できるのは23年度分の学校給食費等とする
- ・ 生活保護・就学支援で学校給食費等の費用を受けているものは、生活保護・就学支援が優先される。

(ウ)徴収額

- ・ 各支払期に子ども手当から徴収する額は、市町村の判断で決定
- ・ 徴収を行うことができるのは、当該子どもにかかる子ども手当の支給額の範囲内となる

(エ)徴収できる費用

- ・ 徴収できる費用の範囲は省令で定める（学校給食費、幼稚園の授業料等、認定こども園の保育料、教材費、学級費、児童会費、生徒会費、修学旅行費、保育所の保育料を検討中であり、変更・追加もあり得る。）
- ・ これらのうちから具体的に対象となる費用を市町村の判断により決定

(オ)申出方法

- ・ 申出方法については市町村の判断で決定
 - ※1 年分まとめての申出も、一定期間についての申出も可能
 - ※年度途中であっても申出を受けることができる（なお、年度途中の申出の撤回も可能）
- ・ 例えば、年度当初に申出書（同意書）様式を学校（生徒）を通じて保護者に配付し、記入してもらう方法などが考えられる

（学校を通じて配付・提出することとした場合）

- ② 学校は申出書（同意書）をとりまとめ、申出のあった保護者情報（氏名、子どもの氏名・年齢（生年月日）、徴収額 など）とともに申出書を教育委員会等に提出
- ③ 教育委員会等から子ども手当担当部署に対して、子ども手当から学校給食費等を徴収する対象者情報（氏名、子どもの氏名・年齢（生年月日）、徴収額 など）を申出後、最初の支払期の前に連絡
 - ※2 回目以降の支払期には、変更があったもののみを連絡
- ④ 子ども手当担当部署から教育委員会等に対して、各支払期に子ども手当から徴収する学校給食費等の額を連絡（徴収額等の確定）
- ⑤ 教育委員会等から学校に対して④で確定した徴収額等を連絡
- ⑥ 保護者に対して、 i 学校給食費等を子ども手当から徴収する旨、 ii 徴収する学校給食費等の額、 iii その他の事項（徴収対象者の氏名、性別、生年月日、住所）を通知（P）
- ⑦ 子ども手当担当部署においては、徴収額を差し引いた額を対象者に支給する。（子ども手当額の全額を徴収する場合は支給しない。）

なお、私会計の場合であっても、子ども手当から徴収した分について、学校長を通して債権者（食材業者等）に支払うことも可能とする

※ 地方自治法第180条の2及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、自治体の長の権限に属する予算執行の事務の一部を学校長や学校職員に委任又は補助執行できるようにしておく必要がある。（既に措置されている市町村は不要）

【実際の徴収の例】

○月額 4,000 円の学校給食費を徴収する場合（8 月は徴収しない）を想定

（例 1）

- ① 子ども手当の平成 23 年 6 月支払期に、4 月、5 月、6 月の 3 カ月分（12,000 円）の学校給食費を徴収
- ② 平成 23 年 10 月支払期に、7 月、9 月、10 月、11 月の 4 カ月分（16,000 円）を徴収
- ③ 平成 24 年 2 月支払期に、12 月、1 月、2 月、3 月の 4 カ月分（16,000 円）を徴収

（例 2）

事後支払が資金繰りに支障を生じうるところ、私会計では立て替えができず資金不足が生じる可能性があるため（公会計の場合、予算から一時立て替えることが可能）、以下のような方法も考えられる。

- ① 4 月、5 月分の学校給食費は子ども手当からは徴収しない
- ② 子ども手当の平成 23 年 6 月支払期に、6 月、7 月、9 月の 3 カ月分（12,000 円）の学校給食費を徴収
- ③ 平成 23 年 10 月支払期に、10 月、11 月、12 月、1 月の 4 カ月分（16,000 円）を徴収
- ④ 平成 24 年 2 月支払期に、2 月、3 月の 2 カ月分（8,000 円）を徴収

※ 徴収額の上限は、6 月支払期は 26,000 円、10 月及び 2 月支払期は 52,000 円となる。

【様式】

- 学校給食費等の徴収にかかる申出書（同意書）（通知様式）
 - ・ 市町村の定めるところにより学校給食費等を子ども手当から徴収すること
 - ・ 学校名、子どもの氏名
 - ・ 氏名、住所及び捺印
- 学校給食費等の徴収にかかる通知書（通知様式）
 - ・ 徴収対象者（費用の支払義務者）の氏名、住所 など
 - ・ 各支払期の徴収額

3. 子どもの国内居住について(留学等を除く)

(定義)

第三条 この法律において「子ども」とは、十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者であつて、日本国内に住所を有するもの又は留学その他の厚生労働省令で定める理由により日本国内に住所を有しないものをいう。

【事務の流れ】

- ① 認定請求書、額改定認定請求書及び現況届（以下「認定請求書等」という。）の記載事項（様式に「留学」の選択肢を設ける）から子どもの国内居住状況を確認（住民基本台帳で確認）
- ② 子どもが海外に別居している場合で、その理由が「留学」の場合、認定請求書等に「海外留学に関する申立書」、当該事実を証明する書類等を添付してもらう

※「留学」の要件について

留学前の国内居住期間や留学先の学校の在学証明書等の提出を要件とする方向で検討中

- ③ 留学と認められる場合は認定。受給者台帳にその旨記載
- ④ 留学で認定した場合は、認定通知書に以下の旨を記載
 - ・ 留学開始から引き続き3年を経過した時点で「受給事由消滅届」（省令様式）を提出すること
※提出がない場合も市町村が事実を確認した時点で職権により消滅させることができる
 - ・ 子どもが帰国し、再び国内に居住するに至った場合は「子ども手当氏名・住所変更届」を提出すること

(留意点)

※ 国内居住要件の適用は平成23年6月1日。現受給者については、4月、5月分については従前の要件で支給し、6月の現況届審査時に国内居住要件を適用

【様式】

- 認定請求書（※従前の事項に追加する項目）
 - ・ 子どもが留学（同居・別居・留学（○年○月～））の選択肢
- 受給者台帳（※従前の事項に追加する事項）
 - ・ 子どもが留学（同居・別居・留学（○年○月～））の選択肢
- 海外留学に関する申立書（通知様式）
 - ・ 請求者の氏名、生年月日、住所、電話番号及び捺印
 - ・ 子どもの氏名、続柄、生年月日、住所、留学先の学校名等
 - ・ 子どもが属する世帯の状況（同居している者）
 - ・ 留学期間（○年○月～○年○月まで）
- 受給事由消滅届（省令様式）（※従前の事項に追加する項目）
 - ・ （消滅事由）子どもが日本国内に住所を有しなくなった

4. 同居優先

(支給要件)

第四条 子ども手当は、次の各号のいずれかに該当する者に支給する。

- 3 前項の規定にかかわらず、子どもを監護し、かつ、これと生計を同じくするその父若しくは母又は父母指定者のうちいずれか一の者が当該子どもと同居している場合は、当該子どもは、当該同居している父若しくは母又は父母指定者によって監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。

【事務の流れ】

- ① 認定請求書等の記載事項から子どもとの同居状況を確認（住民基本台帳で確認）
 - ・ DVで事実上配偶者と別居し、子どもと一緒に居住している場合、当該事実が客観的に認められれば（例：婦人保護施設に入所している）、住民票を異動していなくても、同居扱いとして「同居優先」を適用（通知で規定する予定）
 - ・ 子どもが2人以上おり、父と同居している子どもと母と同居している子どもに分かれている場合、「同居優先」により、それぞれの子どもと同居している父と母のそれぞれが受給資格者となる場合がある。（これまでは、父又は母のいずれかで認定）
- ② 子どもと同居していない場合は、子ども及び子どもの属する世帯全員の住民票の写し及び別居監護申立書を認定請求書等に添付してもらう
- ③ ②に基づき、子どもの住所地の市町村へ必要に応じて事実確認
 - ・ 子どもが一方の親と同居していない場合は監護生計維持要件を確認の上、基本的に認定
 - ・ 子どもが一方の親と同居している場合は却下
- ④ 別居監護で認定した場合は受給者台帳にその旨記載
- ⑤ 別居監護で認定した場合は、認定通知書に以下の旨を記載
 - ・ 別居している子どもが一方の親又は未成年後見人と同居するに至った場合は「受給事由消滅届」（省令様式）を提出すること※提出がない場合も市町村が事実を確認した時点で職権により消滅させることができる

(子どもと同居している受給者が別居に至った場合)

- ⑥ 子どもと同居している受給者が子どもと別居することとなった場合、「受給事由消滅届」を提出してもらう
 - ・ 受給者が子どもと別居することとなった後、配偶者が子どもと同居する場合は、配偶者が受給資格者になり得るが、その場合は申請が必要となる旨、必ず案内する
 - ・ 受給者が他の市町村への転居により子どもと別居した後も受給資格者となることが見込まれる場合（別居監護）は、改めて転居先市町村に申請を要する旨、必ず案内

をする

- ・ 住基部門とも連携し、申請にかかる周知を確実に行う（とりわけ、制度開始時には経過措置の説明を重点的に行う必要がある）

- ⑦ ⑥により、受給資格者が代わる場合、前受給者の転出予定日の後、15日以内に申請した場合は、申請日の遡りを認める（通知で規定する予定）

（留意点）

※ 同居優先要件の適用は平成23年6月1日。現受給者については、4月、5月分については従前の要件で支給し、6月の現況届審査時に同居優先要件を適用。

※ 現に単身赴任先市町村で受給している者等については、同居優先要件の適用により、受給権が消滅することとなるため、その旨と併せて、子どもと同居する配偶者等が新たに申請する必要がある旨、事前に十分周知することが必要

【様式】

- 受給事由消滅届（省令様式）（※従前の様式に追加する項目）
 - ・ （消滅事由）子どもと同居しなくなった

5. 未成年後見人

(支給要件)

第四条 子ども手当は、次の各号のいずれかに該当する者に支給する。

- 一 子ども（施設入所等子どもを除く。以下この条において同じ。）を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母（当該子どもに係る未成年後見人があるときは、その未成年後見人とする。以下この項において「父母等」という。）であって、日本国内に住所を有するもの

【事務の流れ】

- ① 未成年後見人は認定請求書等にその旨記載。証明書類として「戸籍抄本」を添付してもらう。また、父母の状況について申立書を提出してもらう。（父母がいる場合は父母の住所 など）

- 戸籍抄本の入手方法
子どもの本籍地の市町村において発行
- 未成年後見人の選任手続き等
 - 人数（民法第 842 条）：1 名に限られる
 - 選任手続（民法第 840 条等）
 - ・ 未成年者の住所地の家庭裁判所へ申立
 - ・ 申立人は未成年者、未成年者の親族、その他の利害関係人。
 - ・ 家庭裁判所の審判により選任
 - ・ 選任後、未成年後見人は 10 日以内に未成年者の本籍地もしくは未成年後見人の住所地の役場に届出を行い、未成年者の戸籍に記載。
 - 解任等
 - A. 解任手続（民法第 846 条等）
 - ・ 後見人の住所地の家庭裁判所へ申立
 - ・ 申立人は後見監督人、未成年者、未成年者の親族、検察官（家庭裁判所の職権でも解任は可能）。
 - ・ 家庭裁判所の審判により解任。
 - B. 辞任（民法第 844 条、第 845 条）
 - ・ 子どもの住所地の家庭裁判所に未成年後見人が申立。
 - ・ 家庭裁判所の許可を得て辞任。

- ② 認定請求書等を審査のうえ認定。必要に応じて父母の住所地の市町村に状況を確認（←二重認定の防止）
- ③ 未成年後見人を認定した場合は受給者台帳にその旨記載
- ④ 未成年後見人を認定した場合は、認定通知書に以下の旨を記載
 - ・ 未成年後見人を解任され又は辞職した場合は「受給事由消滅届」（省令様式）を提出すること※提出がない場合も市町村が事実を確認した時点で職権により消滅させることができる

(未成年後見人が解任された場合)

- ⑤ 未成年後見人が解任された場合は、受給事由消滅届を提出してもらう。

- ⑥ 新たな受給資格者が前受給者（未成年後見人）の消滅処分のあった日の後、15日以内に申請した場合は、申請日の遡りを認める。（※通知又はQ & Aで規定）

(未成年後見人が辞任した場合)

- ⑦ 未成年後見人が辞任した場合は、受給事由消滅届を提出してもらう。また、新たに受給資格者となり得る者（辞任後の子どもの養育者、後任の未成年後見人等）への申請案内についても協力を依頼する。

(留意点)

※ 未成年後見人の適用は平成23年6月1日。

【様式】

- 認定請求書（※従前の事項に追加する項目）
 - ・ 子どもとの続柄に「未成年後見人」を記載
- 受給者台帳（※従前の事項に追加する項目）
 - ・ 子どもとの続柄に「未成年後見人」を記載
- 受給事由消滅届（省令）
 - ・ （消滅事由）未成年後見人でなくなった

6. 父母指定者

(支給要件)

第四条 子ども手当は、次の各号のいずれかに該当する者に支給する。

二 日本国内に住所を有しない父母等がその生計を維持している子どもと同居し、これを監護し、かつ、これと生計を同じくする者（当該子どもと同居することが困難であると認められる場合にあつては、当該子どもを監護し、かつ、これと生計を同じくする者とする。）のうち、当該子どもの生計を維持している父母等が指定する者であつて、日本国内に住所を有するもの（当該子どもの父母等を除く。以下「父母指定者」という。）

【事務の流れ】

- ① 海外に居住する父又は母（子どもの生計維持者）は、「父母指定者指定・届出書」により父母指定者を指定する。
- ② 父母指定者は「父母指定者指定・届出書」に父母の海外居住証明書等を添付して、子どもの住所地の市町村に対して届け出る。また、父母指定者が子どもと別居している場合は、子どもの状況がわかる書類（学校の寮への入寮証明書など）を添付する。
 - ・ 生計維持者（父又は母）の氏名、生年月日、住所
 - ・ 生計維持者の配偶者の氏名、生年月日、住所
 - ・ 父母指定者の氏名、生計維持者との続柄
 - ・ 父母指定者の住所
 - ・ 子どもの氏名・住所・年齢等
 - ・ 生計維持者の帰国見込（父母指定の解除日）
- ③ 市町村は「父母指定者届出受領証」を父母指定者に対して交付する（父母指定者が子どもと同居している場合は省略可）とともに、「父母指定者台帳」により父母指定者にかかる情報を管理
- ④ 父母指定者本人の住所地の市町村に対して申請（子どもと別居している場合は、「父母指定者届出受領証」を添付する）
- ⑤ 申請を受けた市町村は審査のうえ、認定（父母指定者が子どもと別の市町村に別居している場合は「父母指定者指定・届出書」届出先市町村に指定状況を確認）
- ⑥ 父母指定者を認定した場合は、受給者台帳にその旨記載
- ⑦ 父母指定者を認定した場合は、認定通知書に以下の旨を記載
 - ・ 子どもの生計を維持する父又は母等が帰国した場合は「受給事由消滅届」を提出すること※提出がない場合も市町村が事実を確認した時点で職権により消滅させることができる

(父母等が帰国した場合)

- ⑧ 父母指定者は「受給事由消滅届」を市町村に提出
- ⑨ 市町村は父母指定者の消滅処分を行う。父母指定者と子どもが別居している場合は、「父母指定者指定・届出書」届出先市町村に対して父母指定者の消滅処分を行った旨を文書で連絡
- ⑩ 「父母指定者指定・届出書」届出先市町村においては、管理台帳に消滅年月日を記載。

(留意点)

※ 父母指定者の適用は平成 23 年 6 月 1 日。現受給者については、4 月、5 月分については従前の要件で支給し、6 月の現況届審査時に父母指定者要件を適用。

【様式】

○ 父母指定者指定・届出書（省令様式）

（指定書）

- ・ 生計維持者（父又は母）の氏名、生年月日、住所
- ・ 生計維持者の配偶者の氏名、生年月日、住所
- ・ 父母指定者の氏名、父母との続柄
- ・ 父母指定者の住所
- ・ 子どもの氏名・住所・年齢等
- ・ 父母の帰国見込（父母指定の解除日）

（届出書）

- ・ 父母指定者の署名・捺印（父母指定者の指定を受けたので届け出ます）

○ 父母指定者管理台帳（通知様式）

※父母指定者指定・届出書と同じ事項

○ 受給事由消滅届（省令）

- ・ （消滅事由）父母指定者でなくなった（生計維持者の帰国）

7. 児童福祉施設等への支給

(支給要件)

第四条 子ども手当は、次の各号のいずれかに該当する者に支給する。

四 施設入所等子どもが委託されている小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親又は施設入所等子どもが入所している児童福祉施設、障害者支援施設、旧身体障害者更生援護施設等、のぞみの園、救護施設、更生施設若しくは婦人保護施設（以下「児童福祉施設等」という。）の設置者

<児童福祉施設入所措置又は里親委託等の場合>

【事務の流れ】

- ① 子どもを措置した都道府県（指定都市、児童相談所設置市を含む。以下「7. 児童福祉施設等への支給」において同じ。）等は、子どもの保護者の居住する市町村に措置決定を行った旨を通知（措置年月日、子どもの氏名・住所（措置前）、保護者の氏名・住所）ただし、保護者の疾病、育児疲れ、出産等の一定の理由による短期間（2か月以内）の措置である場合及び通所である場合を除く。
- ② ①の通知を受けた市町村は措置前の受給者に対し受給権の消滅処分を行う
(注) 受給権の消滅処分は、基本的に子ども手当法第31条第2項に基づく届出により行うこととなるが、二重認定の防止等のため、上記①及び②により、職権での処理も可能とする。(以下、⑦及び⑧において同じ。)
- ③ 施設設置者・里親は、施設設置者等用の認定請求書等とともに、子どもを施設等で養育していることを証明できる書類（措置決定通知書の写し）を、施設の所在地の市町村・里親の住所地の市町村に提出
(注1) 国公立施設に入所している子どもについては、子ども手当法第27条により、子ども手当は直接子どもに支払うこととされている。このような仕組みであることを踏まえ、国公立施設の設置者は、原則として、請求前に子ども又は法定代理人に、入所中の子ども手当の贈与と民法第830条の意思表示を行い、施設長を子ども手当の管理者とすることとする。
(注2) 民間施設に入所している子ども・里親委託されている子どもについては、子ども手当は施設設置者・里親に支払われる。施設設置者・里親は、原則として、支払われた子ども手当を、子どもの口座を開設して子ども名義で預金する方法で子どもに贈与し、合わせて子ども又は法定代理人に民法830条の意思表示を行い、施設長・里親を子ども手当の管理者とすることとする。
- ④ 認定請求書等を審査のうえ認定
 - ・ 費用負担区分を把握するため、子どもを措置した都道府県等に対して、保護者がいないか、児童福祉法第28条による措置かを確認。(ただし、認定請求書等に保護者がいないこと、児童福祉法第28条による措置であることの記載があるときは確認

は不要とする予定)

- ・ 一定の短期間の措置である場合及び通所である場合は、認定しない（却下）
- ・ 必要に応じて父母の住所地の市町村に状況を確認（←二重認定の防止）

(注)国公立施設に入所している子どもについては、子ども手当は直接子どもに支払われるため、子どもの口座開設が必要となる。

また、子どもの口座開設には、氏名、住所、生年月日を記載した公的機関の証明書を本人確認書類として、金融機関に提出することが必要となるが、認定請求時に子どもの口座を開設していない場合は、認定通知書を受けた後に、それをもって子どもの口座開設の本人確認書類とし、子どもの口座を開設することができることとする予定。この場合、設置者は、子どもの口座開設後に口座番号を届け出ることとする。

⑤ 施設設置者等用の受給者台帳に認定情報等を記載・管理

⑥ 施設設置者等用の認定通知書に以下の旨を記載

- ・ 子どもが措置解除等により退所した場合は速やかに額改定認定請求等を行うこと。また、支払分（※定期支払月に支払う。）については、施設設置者・里親の請求により、子ども又はその法定代理人が受け取ることができること。
- ・ 子ども手当は支給対象となる子どもごとに管理すること

(子どもが退所した場合)

⑦ 措置解除等を行った場合、都道府県等は、速やかに施設設置者・里親の所在地の市町村へ措置解除等を行った旨を通知（措置解除年月日、子どもの氏名）
（一定の短期間の措置である場合及び通所である場合を除く）

⑧ 措置解除の通知を受けた市町村は施設設置者・里親に対する額改定（減額）処理又は支給事由消滅処理を行う（職権でも可）。施設設置者・里親に対しては支給事由消滅通知を通知。その際、未支払分（定時支払月に支払う）については、施設設置者・里親からの請求により、子ども又はその法定代理人が受け取ることができる旨併せて通知

(留意点)

※ 児童福祉施設設置者等を受給者とする取扱いの適用は平成 23 年 6 月 1 日。現受給者（父母等）については、4 月、5 月分については従前の要件で支給し、適用日の前日付で消滅処理を行う

※ 現に受給している父母等については、本要件の適用により、受給権が消滅することを事前に十分周知する。また、施設設置者・里親に対しては、経過措置期間中に申請する必要がある旨、事前に十分周知することが必要

【様式】

- 施設は施設用の様式を作成

8. 請求みなし、経過措置等

(認定の請求等に関する経過措置)

附則

第四条 この法律の施行の日（以下この条において「施行日」という。）の前日において、平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）第六条（同法第十六条第一項において読み替えて適用する場合を含む。）の認定を受けている者（同法第九条の規定により子ども手当の額の全部又は一部を支給されていない者、同法第十条の規定により子ども手当の支払を一時差し止められている者その他厚生労働大臣が定める者を除く。）が、施行日においてこの法律の規定による子ども手当の支給要件に該当するときは、施行日において第六条第一項（第十六条第一項において読み替えて適用する場合を含む。次条において同じ。）の規定による認定の請求があったものとみなし、その者に対する子ども手当の支給は、第七条第二項の規定にかかわらず、施行日の属する月から始める。

【事務の流れ】

1. 「みなし請求」該当者の取扱い

① 「みなし請求」者への認定通知については以下のとおり取り扱う

(ア) 子どもが全て3歳以上の場合 → 個別の認定通知は不要とする予定

(イ) 3歳未満の子どもがいる者（22年度よりも増額） → 個別に認定通知

※ 施行規則の附則で上記(ア)について例外的取扱いを定める。

② 「みなし請求」者への支払通知については、平成23年2月分、3月分にかかる支給額と平成23年4月、5月分の支給額についてまとめて通知して差し支えない。

2. 「経過措置」の取扱い

① 6月1日以降に転居した場合、転出先市町村においては経過措置は適用されない。

（平成22年度と同様の取扱い）その旨、各市町村においては周知・徹底を図る

② 従前と支給要件が変更となることに伴い、受給資格を喪失する者（子どもと別居している者、子どもが海外に居住している者、子どもが児童福祉施設等に入所している者など）については、新しい要件の適用日（平成23年6月1日）の前日付で消滅処理することとなる。ただし、支給要件の変更等、制度の変更点について広報等により十分周知を図ること

③ 従前と支給要件が変更となることに伴い、新たに受給資格者となる者に対しては、経過措置期間中に申請が必要となる旨、個別の案内等により、十分に周知を図ること